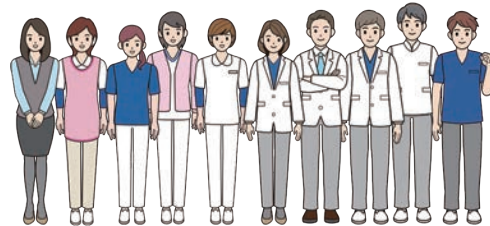


在宅医療を知っていますか？

在宅医療（訪問診療、訪問歯科診療など）では、病気や加齢による体の衰えなどで医療機関への通院が困難になった方が、普段生活している自宅や施設で診察や治療、投薬、リハビリ、健康管理の支援を受けることができます。

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、リハビリスタッフ、ケアマネジャーなど、医療や介護の専門職が連携し、チームとして治療などを行っています。



在宅医療の対象

次のような状態の方が対象です。なお、受けられるかは医師が判断します。

- 心身の病気や障がいにより通院が困難（歩行困難、人工呼吸器や胃ろうなどを装着している、寝たきり、認知症など）
- 退院後に自宅での医療ケアが必要
- がん末期など終末期
- 自宅での看取りを希望する など

在宅医療の種類

【訪問診療】

医師が定期的に訪問、または急変時に往診し、診察、医療処置、点滴注射、薬の処方などを行います。また、医療機関によって異なりますが、血液・尿・細菌・心電図などの検査も在宅で受けられます。

【訪問歯科診療】

歯科医師や歯科衛生士が訪問し、口腔内の診察、虫歯の治療、入れ歯の製作・調整、口腔ケア指導、誤嚥防止の指導・訓練など、口腔機能の維持管理を行います。

【薬剤師による訪問支援】

薬剤師が訪問し、医師の指示により医薬品や衛生材料を届け、薬の説明、服薬指導、服薬状況や保管状況の確認などを行います。

【訪問看護】

看護師が訪問し、医師の指示により医療処置、血圧・体温・脈拍など健康状態の確認、入浴や排せつなどの療養生活の支援、栄養指導、リハビリテーションなどを行います。

この他にも次のような在宅サービスがあります

- 訪問リハビリ
- 訪問介護
- 管理栄養士の訪問指導



掛かる費用

加入する医療保険の種類や所得、年齢などにより異なりますが、目安として掛かった医療費の1から3割が自己負担になります。なお、医療費が1カ月で自己負担限度額を超えた場合、超えた分は高額療養費として支給されます。

市内の在宅医療実施機関など

- 病院や診療所 17カ所
- 歯科医院 23カ所
- 薬局 18カ所

詳しくは、市ホームページをご覧ください

【医療機関】



ID : 4253

【介護事業所】



ID : 3811

在宅医療を希望する場合は

医療機関や担当ケアマネジャー、お住まいの地域を担当する地域包括支援センター（担当地区はお問い合わせください）、薬局（薬剤師による訪問支援のみ）に相談してください。

